

事 務 連 絡
令和 7 年 6 月 30 日

各

〔	都道府県衛生主管部（局）長
	保健所設置市衛生主管部（局）長
	特別区衛生主管部（局）長

 殿

厚生労働省医薬局
監視指導・麻薬対策課

医薬品等輸入手続質疑応答集（Q & A）について

医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品及び再生医療等製品の輸入手続について、今般、「医薬品等輸入手続質疑応答集（Q & A）」を別添のとおり取りまとめましたので、貴管下関係業者等に対し周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本事務連絡の発出に伴い、「医薬品等輸入手続質疑応答集（Q & A）について」（令和 6 年 3 月 26 日付け厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課事務連絡）は廃止いたします。

また、本事務連絡の写しを関係団体宛てに送付しますので、念のため申し添えます。